

— 東京都立東大和南高等学校学則 —

- 第1条 東京都立東大和南高等学校は、学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。
- 第2条 全日制課程普通科とする。
- 第3条 修業年限を3年とする。
- 第4条 学級数および生徒定員は東京都教育委員会の定めるところによる。
- 第5条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第6条 学年を分けて次の学期とする。
(1)1学期 4月1日から 8月31日まで
(2)2学期 9月1日から12月31日まで
(3)3学期 1月1日から 3月31日まで
- 第7条 休業日は次の通りとする。
国民の祝日
開校記念日
都民の日
夏季休業日 7月21日から8月31日まで
冬季休業日 12月26日から1月7日まで
春季休業日 3月26日から4月5日まで
その他、東京都教育委員会が定める日
- 第8条 教育課程および授業時数は別に定める。
- 第9条 単位修得の認定は毎学年末にその学年に履修した教科目について行い、合格者には所定の単位修得を認める。
- 第10条 卒業は所定の教育課程をすべて履修し、教科・科目の単位修得が所定の単位数に達した者に認定する。
- 第11条 第1学年入学は東京都教育委員会が定める入学者選抜による選考を受けた者から合格者を定める。
- 第12条 合格者は、学校が指定する日に所定の様式の入学確約書を校長に提出する。
- 第13条 生徒の保護者は、生徒に対して教護を行う者または後見人とする。
- 第14条 生徒が休学または退学しようとするときは、その理由を記し、病気のときは医師の診断書を添えて、保護者と連署した休学願または退学願を提出して校長の許可を受けなければならない。
- 第15条 校長は、生徒が感染症にかかり、もしくはそのおそれがあるとき、その他教育上必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。
- 第16条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、保護者が復学願を提出し、必要に応じ医師の診断書など、その事実を証明する書類を添えて校長の許可を受けなければならない。
- 第17条 転・編入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者とする。
- 第18条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、その理由を記し、保護者と連署した転学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。
- 第19条 授業料の年額は「東京都立学校の授業料等徴収条例」の定める額とする。
授業料は所定の方法により納入する。ただし、休学中の授業料は許可された翌月から免除する。
授業料を滞納したときは、一時その生徒の出席を停止し、または退学させることがある。なお、授業料と同時に別に定める生徒会費、PTA会費など諸会費を所定の方法で納入する。
- 第20条 教育上必要があると認めるとき校長は生徒に特別指導を行う。
(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)正当な理由がなく出席常でない者
(3)故意に学則および別に定める生活の規則を守らない者